

建設廃棄物の3R、適正処理が地球をまもります。

工事にともなって発生する廃棄物は
発注者から工事を請負った元請業者が
適切に処理をする責任があります。
産業廃棄物処理の許可を持っていない
下請業者に処理させることは出来ません。
計画的に3Rをすすめて
廃棄物として処分する場合は
「廃棄物処理法」に従って
適正に処理しましょう。

3R

Reduce (出さない)

Reuse (再使用する)

Recycle (再利用する)



1 工事前の確認
事前調査、廃棄対象物の分類

2 工事計画時
処理業者の選定、契約

3 工事計画時
委託契約

4 マニフェスト
産業廃棄物管理票の交付

5 施工中
分別排出を徹底

6 工事完了時
廃棄物処理法の知識、処分基準

工事前の確認

工事の規模や内容によっては、工事に着手する前に行政への届出や、事前の措置が必要な場合があります。特に解体工事、改修工事の場合には、事前調査をしっかりと行うことが重要です。

一定規模以上の工事は、建設リサイクル法によって、都道府県知事等への解体等の計画届が必要です。

■届出が必要な工事の種類と工事規模

建築物の解体工事	80㎡以上
新築・増築工事	500㎡以上
修繕・模様替工事	請負金額1億円以上
その他の工作物の工事	請負金額500万円以上

- 届出者は発注者です。
- 施工業者は、分別解体や再資源化方法について事前に書面で発注者に説明します。
- 建設リサイクル法で分別解体や再資源化が義務付けられている廃棄物：コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・木くず

解体工事・改修工事の場合は、吹付け石綿や石綿を含有した建材の有無を調査し、ある場合には適切に対応する義務があります。また、PCBやフロン等の有害物質がある場合には、発注者に適切な処置を申し出ます。

- 石綿(アスベストとも言う)は、人体に有害な物質であり飛散防止に十分に注意する必要があります。
- 石綿を含む建材等が廃棄物になった場合、次の2種類があります。
 - ① 吹付け石綿、石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材……特別管理産業廃棄物
 - ② 石綿スレート、石綿含有Pタイルなどの建築材料……石綿含有産業廃棄物(重量の0.1%を超えて石綿を含有するもの)
- 吹付け石綿や石綿を含有する建材の除去工事の場合は、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等、関係する法令を順守しなければなりません。
- PCB含有のトランス、コンデンサ等の電気機器類は、工事業者が処理することはできません。
- 冷凍空調設備のフロン類は、発注者に処理義務があります。

建物以外の家電製品、家具、衣類等は、施工前に発注者に処分してもらいます。

- ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機(家電リサイクル法に従って処理)
- その他、衣料等の生活系の一般廃棄物など。

■建設工事から発生する主な廃棄物には次のようなものがあります。

分類	具体例	石綿を含有するもの	
安定型産業廃棄物	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物。 ①コンクリート破片、②アスファルト・コンクリート破片、 ③その他がれき類(レンガ破片その他これら廃材の混合物)	石綿含有スレート波板・大平板など
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、タイルくず、耐火レンガくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く)	
	廃プラスチック類	パッキンくず、コーキングくず(液状のものは除く)、廃ビニールパイプ、廃タイヤ、廃ビニールテープ、廃ビニールシート、廃発泡スチロール、合成ゴムくず	石綿含有Pタイル
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、番線くず、電線、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォーム	
管理型産業廃棄物	汚泥	■含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物。標準仕様ダンプトラックに山積みできず、又、その上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね200kN/㎡以下または一軸圧縮強度がおおむね50kN/㎡以下)のもの。具体的には、場所打杭工法、泥水シールド工法等で生ずる廃泥水。なお、地山掘削により発生するものは汚泥ではない。	
	木くず	木造解体材、型枠、足場材、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、等	
	紙くず	包装材、ダンボール、壁紙くず、等	
	繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳、じゅうたん、カーペット、等	
	廃油	重機等の廃潤滑油(埋立処分禁止)、防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残渣(タールピッチ類)	
	その他	廃石膏ボード、有機性のものが付着・混入したプラスチックや金属製の廃容器・包装	
産業廃棄物 特別管理	廃石綿等	■石綿建材除去事業により除去された吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材。石綿含有保温材、断熱材及び耐火被覆材。 ■石綿建材除去事業において用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの	
	廃油	引火性廃油(揮発油類、灯油類、軽油類:おおむね引火点が70℃以下)	
産業廃棄物 一般	その他	産業廃棄物以外の廃棄物:現場事務所、宿舍等の運営に伴う各種不要廃材(設計図面、新聞、雑誌、生ゴミ、畳、日用雑貨品、寝具、等)	

* 発生土は、廃棄物処理法の適用を受けない。しかし、がれき類が混入されたり、含水率が高く泥状の場合は、産業廃棄物と判断されることもあるので要注意。

1

2

3

4

5

6

工事ともなって発生する廃棄物は、元請業者が適正に処理する責任があります。工事計画時には、廃棄物を出さないための検討を行い、出るものはできるだけ再利用・リサイクルするなど計画的に3Rをすすめ、廃棄物については廃棄物処理法に従って適切に処理します。

発生する廃棄物の種類や量を予測し、3Rを検討します。

Reduce / 出さない工夫

- 持ち込まない …… あらかじめ使用する寸法で納入（プレカット）
- 余らせない …… 材料などの正確な数量
- 省梱包により梱包材を削減する







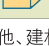
Reuse / 再利用する工夫

- 型枠材やパレットの転用使用など再利用できないかを検討する

Recycle / 再利用する工夫

- リサイクルできるものは分別して、現場内で再利用またはリサイクル施設へ搬入することを検討する。

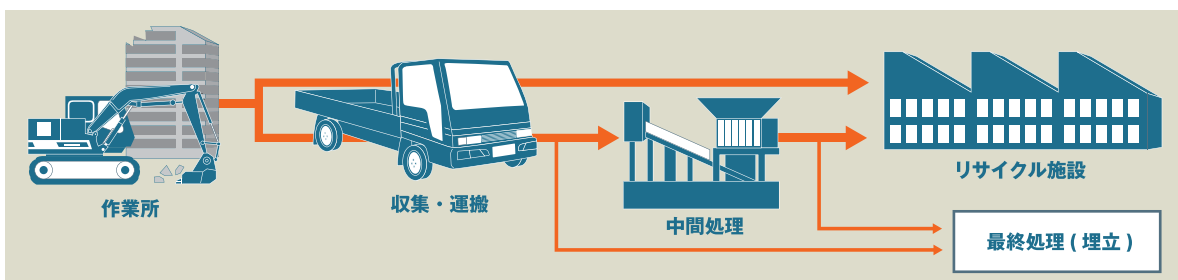
■リサイクルが可能な主な廃棄物には次のようなものがあります。

リサイクル可能なもの	主なリサイクル用途
 木くず	パーティクルボード等の木質系ボード、製紙原料、燃料用チップ、セメント原料、エタノール燃料
 金属くず	鉄、非鉄金属製品の再生
 コンクリート	再生砕石、再生砂、再生コンクリート用骨材
 石膏ボード	石膏ボード原料、土壌改良材
 塩ビ管・継手	塩ビ管・継手の再生原料
 廃プラスチック	高炉還元剤、セメント原料、RPF原料
 ダンボール・紙くず	ダンボール原料、RPF原料

その他、建材メーカー等が廃棄物となった自社製品を再生資源として自社工場等で再生利用する「広域認定制度」が利用できるものがある。（石膏ボード、ロックウール製品、ALC製品、グラスウール、ケイ酸カルシウム製品、パーティクルボード、ビニル系床材、タイル・ブロック・衛生陶器など）

外部へ処理を委託する場合は、最終処分までの廃棄物の流れを確認します。

- 現場から搬出しただけでは処理は終わったことにはなりません。最終処分までの流れをきちんと確認することが重要です。



自社で処理する場合（自己処理）には、産業廃棄物の種類や処分方法に応じて、処理の基準が決められています。

- 例えば、解体工事で発生する廃棄物を工事を請負った解体業者が自社の車輛で運搬するような場合は、運搬車輛に産業廃棄物の運搬車であることを表示しなければなりません。



工事計画時（委託契約）

事業活動に伴い発生する産業廃棄物を適正処理・リサイクルすることは、排出事業者の責務であり、建設工事における排出事業者は元請業者です。排出事業者が産業廃棄物の収集運搬や処分（中間処理または最終処分）を委託するにあたっては、適切な業者選定や確かな契約、適切な運用・管理が必要です。委託業者を選定する際の主な注意点を示します。

処理業者との選定・取引にあたっての注意事項

■ 許可のない者に処理を委託することはできません。

- 委託する廃棄物が、許可証の「取り扱う廃棄物の種類」に含まれることをご確認ください。また許可には有効期限がありますので、許可証の記載事項は必ず確認してください。

運搬業者を選定する場合

- 作業所がある都道府県と異なる都道府県知事に運搬するときは、作業所と運搬先両方の都道府県の許可が必要です。

処分業者を選定する場合

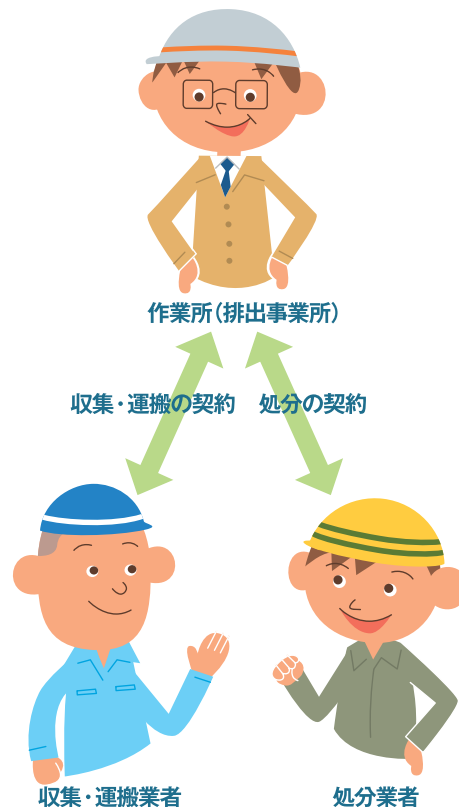
- 適切な施設であることを現地で確認することも重要です。
 - ・中間処理施設
⇒処理能力、保管場所（過剰な保管がない）、管理状況、等
 - ・最終処分場
⇒埋立残容量、許可品目以外の廃棄物が埋立られていない、等

■ 委託契約書を締結しなければなりません。*

- 契約は、工事の元請業者が直接、収集・運搬業者および処分業者と行う。
- 契約書には、処理業者の許可証のコピーを添付しなければならない。

■ 処理業者は、受託した収集・運搬等を自分で行わなければなりません。

- やむを得ず、他の処理業者に再委託しなければならないときは、排出事業者の書面での承認が必要です。



委託業者を選定する場合は、廃棄物の種類、量、性状及びこれらの荷姿に適した処理方法についてあらかじめ検討を行ったうえで、業者の持っている許可の種類や内容、技術的能力・経営の透明性など十分に吟味して行います。

優良性評価制度（一口メモ）に基づき、産廃情報ネット（<http://www.sanpainet.or.jp/>）で公開されている処理業者の情報は、絞込みのための参考情報として有用です。

一口メモ

産業廃棄物処理業優良性評価制度

この制度は、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすくするとともに、優良業者に対しては優遇措置を講じることで、優良化の促進を図ることを目的にH17.4.1に施行しました。

「遵法性」、「情報公開」、「環境保全への取組」の3本柱を評価基準とし、なかでも「情報公開」は、会社情報、許可内容、施設・処理の状況、経営財務等をインターネットで開示するもので、産廃情報ネットでは、本制度により、適合認定を目指す各社の公開情報を見ることができます。

都道府県・政令市は、これらの情報を元に、評価基準への適合の可否を審査しており、適合が確認されたら、許可証にその旨を記載し、社名が産廃情報ネット上に掲載されます。

*建設廃棄物の標準的委託契約書には建設9団体が作成した「建設廃棄物処理委託契約書」があります。販売は建設資料普及センター（TEL 03-3552-2569）で行っています。

廃棄物の運搬や処分を他人に委託した場合、委託した廃棄物と同時に、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、定められた事項を記載することが義務付けられています。マニフェストは、産業廃棄物の流れ(移動や処理の状況)を管理し、社会問題になっている不法投棄等の不適正処理の防止を目的としています。マニフェスト未交付や記載の不備等、運用が適切でない場合には、不法投棄の原状回復措置命令を受ける対象となり得ます。

マニフェストを確実に交付・管理する

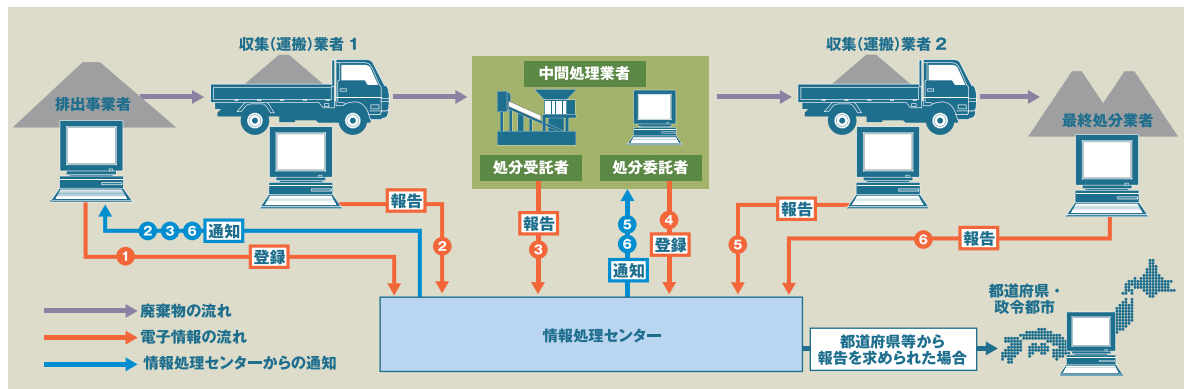
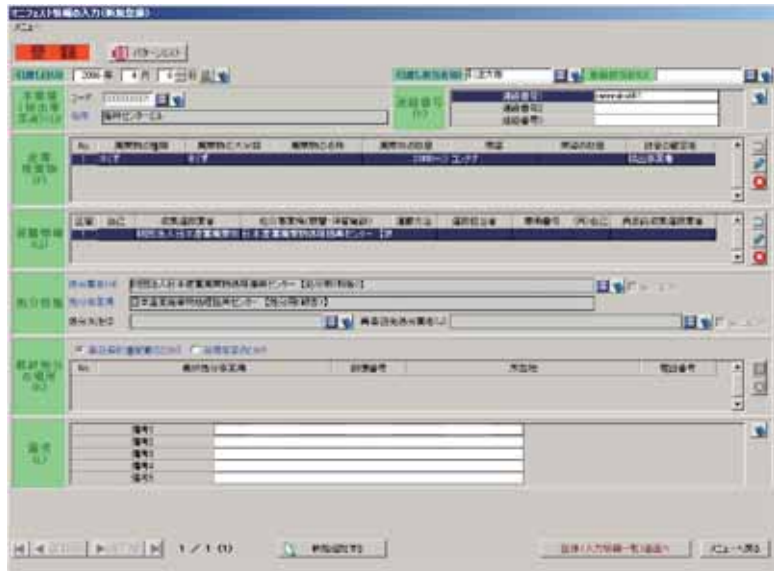
マニフェストは、電子と紙の2種類があり、運搬車ごと、運搬先ごと、廃棄物の種類ごとに交付するのが原則です。

■ 電子マニフェストの仕組み

電子マニフェストは、排出事業者と収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介してネットワークで一括管理するもので、以下の特長があります。

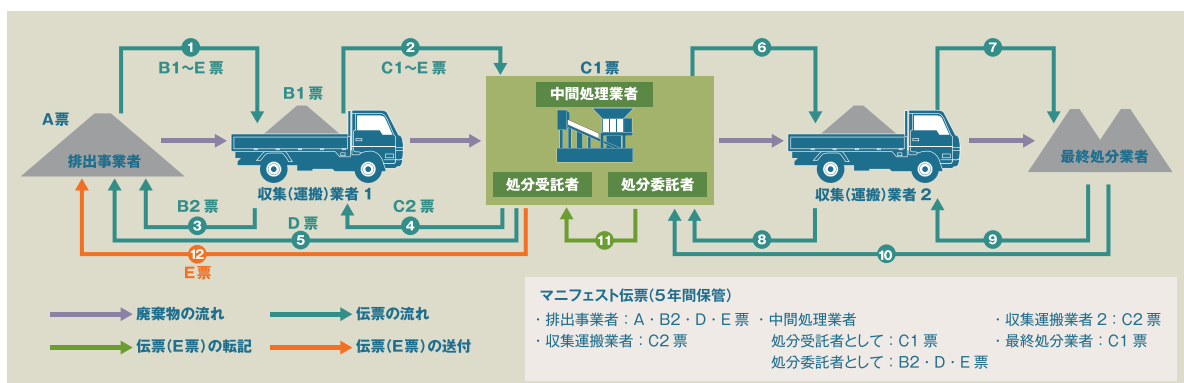
- ① マニフェストの回収・照合が不要
- ② データが5年間自動保管され、排出事業者による管理・届出が不要
- ③ 記載漏れを防ぐ仕組み
- ④ マニフェストに関する行政報告が不要
(財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが報告します。)

■ 電子マニフェスト登録画面



● 電子マニフェストの詳しい説明はこちらへ → JWNET <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

■ 紙マニフェストの仕組み



施工中(分別・保管)

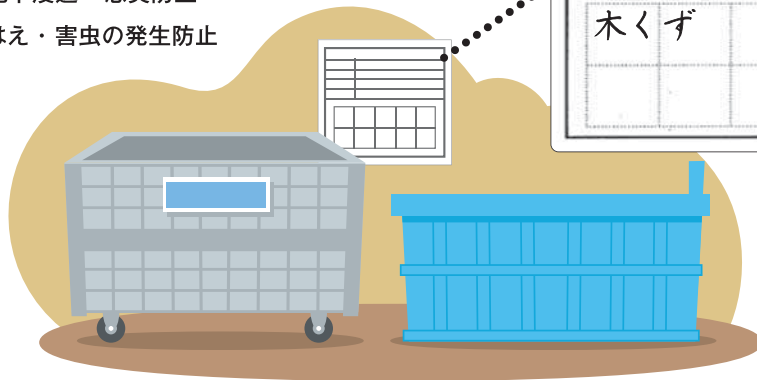
廃棄物のリサイクル・適正処理のために、きちんとした分別が重要です。
 分別の目的は、工事計画時に決めたリサイクルするもの、廃棄物として処分するものをそれぞれ集め、他の廃棄物と混合させないことであり、このために分別品目ごとに保管場所(分別容器)を設置します。
 また、保管にあたっては、保管基準に従い適切に保管します。

保管場所の基準

廃棄物が排出されるまでの間、次の①～④の保管基準に従い、生活環境の保全上の支障がないように廃棄物を保管しなければなりません。

- ① 囲いの設置
- ② 掲示板の設置
見やすい場所に「廃棄物の種類」、「管理者の氏名又は名称」、「管理者の連絡先」、「最大保管高さ」を表示する。
- ③ 飛散・流出・地下浸透・悪臭防止
- ④ ねずみ・蚊・はえ・害虫の発生防止

産業廃棄物保管場所	
管理責任者名 (または名称)	建設 太郎
連絡先	TEL.000-000-0000
廃棄物保管の高さ (壁外で設置する場合は設置する高さ)	1.2m
廃棄物保管数量	6m ³
廃棄物の種類	
木くず	



分かりやすい分別廃棄物の表示の例

保管容器等には、作業員に分かりやすく分別表示するなど、他の廃棄物と混合したり異物が混入することがないように配慮することも大切です。

分別ステッカーの例

(社)建築業協会では全ての現場で共通して活用できる分別ステッカーを作成し、個々の現場に分別の必要性を訴えるとともに、現場の作業員に分別方法を徹底させるよう努めています。

 不要木製型枠材、不用造作・建具材、木製梱包材など	 鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォームなど	 石膏ボード	 電線くず	 廃プラスチック	 発泡スチロール	 廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、コンクリート等のがれきり類(有機性のものが付着したプラスチック及び金属の廃容器・包装は管理型産業廃棄物)	 コンクリート塊、モルタルくずなど
 ダンボール	 ロックウール吸音板	 塩ビ管	 アスファルト・コンクリート塊	 軽量気泡コンクリート ALC	 紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、廃容器・包装(有機性のものが付着した金属・プラスチック)、鉛製の管又は板、廃プリント配線板	 石棉含有建材:押出成形品、ストレート波板、ビニル床タイル、けい酸カルシウム第一種、セメント円筒、窯業系サイディングなど	

■問い合わせ先：(社)建築業協会 TEL 03-3551-1118

工事完了時には、保存すべき記録や帳票、行政等への報告・届出が必要な場合があるので、十分に確認する必要があります。

委託契約書、マニフェストは5年間保存する義務があります。

- 保存する方法を本社や支店・営業所などできちんと決めておく必要があります。
- 委託契約書には処理業者の許可証(写し)が添付されていることを確認します。
- マニフェストは、A票・B2票・D票・E票がそろっていることを確認します。

建設リサイクル法の届出対象工事の場合、元請業者は再資源化が完了したことを発注者に報告し、再資源化の記録を保存しなければなりません。

- 発注者への報告事項は、再資源化等の完了年月日、再資源化等を行った施設名称及び所在地、再資源化等に要した費用です。

行政への報告が必要なものがあります。

- 都道府県知事へ報告が必要なものには、次のような場合があります。
- 報告は、支店等の事業所単位となるものが一般的ですが、都道府県によっては条例・要綱等で工事毎に廃棄物処理実績報告を求める場合があるので確認が必要です。

報告書名称	報告が必要なもの	関係条項
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	管理票(マニフェスト)を交付した事業者	法12条の3第6項
多量排出事業者処理計画・実績報告書	前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上(特別管理産業廃棄物は50トン以上)の事業者	法12条第7項、第8項(産業廃棄物)及び法12条の2第8項、第9項(特別管理産業廃棄物)

主な罰則

■ 廃棄物処理法に規定される主な罰則は下記のとおりです。

法違反となる行為	罰則
許可のない者に収集運搬や処分の委託したとき(委託基準違反) 廃棄物を不法投棄したとき 野焼きしたとき(基準に従わないで焼却したとき)	5年以下の懲役若しくは 1千万円以下の罰金またはこれの併科 ※
委託基準に違反して収集運搬や処分の委託したとき ・処理業者に許可の範囲以外の委託をしたとき ・書面による委託契約をしなかったとき ・委託契約書を保存しなかったとき(5年間の保存義務) 不法投棄や不法焼却の目的で廃棄物の収集、運搬を行ったとき	3年以下の懲役若しくは 3百万円以下の罰金またはこれの併科 ※
マニフェストを交付しないとき、虚偽の記載をしたとき マニフェストを保存しなかったとき(5年間の保存義務)	6ヶ月以下の懲役または 50万円以下の罰金 ※
廃石綿等(特別管理産業廃棄物)が発生する場合に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかったとき	30万円以下の罰金

※ 作業員が業務上で法違反をした場合は、違反をした行為者の他、法人が罰せられる(両罰規定：最大1億円以下の罰金)。



廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト (今のあなたの処理方法は正しいですか?)

1. 処理業者の選択は適切ですか?

- 許可証(コピー)によって許可品目、有効期限、処理能力を確認した。
- 収集・運搬業者は、現場と処分先の両方の都道府県知事(政令市長)の許可を有している。
- 処理施設を現地確認し、管理状況等が適切であることを確認した。
- 処理料金は適切である(地域の一般的料金に比べ極端に少な過ぎない)。
- 委託処理後にも処理業者の処理施設を訪問し、適切に処理されていることを確認した。

2. 委託契約は適切ですか?

- 収集・運搬業者との委託契約書がある。
- 処分業者との委託契約書がある。
- 委託契約書には処理業者の許可証のコピーが添付されている。
- 記載事項は全て正確に記入されている
(契約日、契約期間、廃棄物種類・数量、金額、中間処理の場合処理後の処分先、等)

3. マニフェストの管理は適切ですか?

(紙マニフェストの場合)

- 産業廃棄物を搬出する都度、マニフェストを発行している。
- 記載事項は全て正確に記入している(日付、廃棄物種類・量、等)
- 処理業者からは、B2票、D票、E票が期限内に戻っている。
- 現場にはA票、B2票、D票、E票が全てそろっている。
- マニフェスト(保存期間は5年間)の保存方法が社内で決まっている。

(電子マニフェストの場合)

- 産業廃棄物の引き渡し後、3日以内に登録している
- 運搬及び処分の終了日から3日以内に報告があることを確認している

4. 解体工事がある場合

- 建設リサイクル法に基づく届出がなされている。
- 石綿(アスベスト)が使用されているかの調査を行った。

(吹付け石綿がある場合)

- 作業所には、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任した。
- 「特別管理産業廃棄物」の処理の許可を持つ処理業者に委託した。
- 吹付け石綿が付着した養生シート、保護衣等も特別管理産業廃棄物として処理した。

(重量の0.1%を超えて石綿を含有する廃棄物がある場合)

- この廃棄物は「石綿含有産業廃棄物」であることを知っている。
- 委託契約書、マニフェストには石綿含有産業廃棄物であることを明記している。

産業廃棄物の処理で、不明なことがあれば
都道府県(政令市)の産業廃棄物担当部署へ問い合わせる。

- 掘削工事に埋設廃棄物が発生して処理方法がわからない
- 有害物があることが分かったが処理できる業者がわからない
- 現場内でコンクリート塊や建設汚泥をリサイクルしたい



適正処理のために、 廃棄物処理法違反は 絶対にダメ!!



許可のない下請事業者が運搬していませんか？

工事で発生した産業廃棄物を、都道府県・政令市の許可を持たない下請事業者に収集運搬させた

■ 元請事業者【委託基準違反】

- 現場監督等は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1,000万円以下の罰金
(廃棄物処理法第12条第3項、第25条第1項第6号、第32条第2号)

■ 下請事業者【無許可営業・受託禁止違反】

- 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1億円以下の罰金
(廃棄物処理法第14条第1項・第6項・第13項、第25条第1項第1号・第13号、第32条第1号)



我が社(元請事業者)は収集運搬業の許可を持っているので、名義を貸して無許可の下請事業者に収集運搬をさせた

■ 元請事業者【委託基準違反・名義貸しの禁止違反】

- 現場監督等は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1,000万円以下の罰金
(廃棄物処理法第12条第3項、第14条の3の3、第25条第1項第6号・第7号、第32条第2号)

■ 下請事業者【無許可営業】

- 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1億円以下の罰金
(廃棄物処理法第14条第1項、第25条第1項第1号、第32条第1号)



許可業者に書面で契約せずに委託していませんか？

収集運搬の許可を持つ事業者に対して

- ・ 業務委託契約書を結ばずに委託した
- ・ 許可品目以外の廃棄物を頼んだ
- ・ 契約終了日から5年間契約書を保存していない

■ 元請事業者【委託基準違反】

- 行為者は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も300万円以下の罰金
(廃棄物処理法第12条第4項、第12条の2第4項、第26条第1号、第32条第2号)





産業廃棄物を野焼きしたり、みだりに捨てていませんか？

産業廃棄物をみだりに捨てようとした、または捨てた

■【廃棄物の投棄禁止違反】

- ・行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
 - ・法人も1億円以下の罰金
- (廃棄物処理法第16条、第25条第1項第14号、第32条第1号)

産業廃棄物を野焼きした(適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やした)

■【焼却禁止違反】

- ・行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
 - ・法人も1億円以下の罰金
- (廃棄物処理法第16条の2、第25条第15項、第32条第1号)



マニフェストを正しく記入して、交付していますか？

収集運搬の許可を持つ事業者に対して

- ・産業廃棄物の運搬の都度、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなかった
- ・規定どおり記載しなかった
- ・虚偽の記載をして交付した

■【管理票虚偽の記載等違反】

- ・行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第1項、第29条第3号、第32条第2号)



収集運搬業者として、

- ・運搬完了後に排出事業者へマニフェストの写しを送らなかった
- ・規定どおり記載しなかった
- ・虚偽の記載をして送った

■【管理票虚偽の記載等違反】

- ・行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第2項、第12条の4第1項、第29条第4号・第5号・第6号、第32条第2号)

マニフェストを5年間保管していない(排出事業者、収集運搬業者等)

■【管理票虚偽の記載等違反】

- ・行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第5項・第8項・第9項、第29条第7号、第32条第2号)